社会福祉法人邑南町社会福祉協議会定款

第１章　総　　則

（目 的）

第１条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、邑南町における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

（事 業）

第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

（2）社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

（3）社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

（4）（１）から（3）のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

（5）保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡

（6）共同募金事業への協力

（7）福祉サービス利用援助事業

（8）老人居宅介護等事業の経営

（9）老人デイサービス事業の経営（邑南社協東部事業所）

（10）障害福祉サービス事業の経営（邑南社協東部事業所、邑南社協西部訪問介護事業所）

（１１）邑南町デイサービスセンター（瑞穂東デイサービスセンター）の経営

（12）その他この法人の目的達成のため必要な事業

（名 称）

第3条 この法人は、社会福祉法人邑南町社会福祉協議会という。

（経営の原則）

第4条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ

適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質

の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

2 この法人は、住民や福祉関係者等とともに地域の福祉課題・生活課題の解決に取り組み、支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第5条　この法人の事務所を、島根県邑智郡邑南町高見485番地1に置く。

第2章　評　議　員

（評議員の定数）

第6条　この法人に評議員14名以上16名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第7条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2　評議員選任・解任委員会は、監事3名、事務局員1名、外部委員3名の合計7名で構成する。

3　評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。

4　選任候補者の推薦及び解任の提案は、別に定める規程に基づき理事会が行う。

5　会長は選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に対して説明しなければならない。

6　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名以上が出席し、かつ、外部委員の2名以上が賛成することを要する。

7　評議員選任・解任委員会の運営についての規程は、理事会において定める。

（評議員の権限）

第8条　評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

2　次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした評議員は、社会福祉法第30条に規定する島根県知事の許可を得て、評議員会を招集することができる。

（1）前項の規定による請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合

（2）前項の規定による請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合

3　評議員は、会長に対し、一定の事項を評議員会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の4週間前までにしなければならない。

4　評議員は、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の10分の1以上の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合は、この限りではない。

5　評議員は、評議員会及び理事会の議事録について、この法人の業務時間内においては、いつでもこれの閲覧又は謄写を請求することができる。

6 評議員は、会計帳簿、各会計年度に係る計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）、事業報告及びこれらの附属明細書並びに監査報告について、この法人の業務時間内においては、いつでもこれの閲覧又は謄写を請求することができる。

7 評議員は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することのできない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（評議員の任期）

第9条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任はこれを妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第6条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第10条 評議員に対して、各年度の総額が26万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給する。

第3章 評 議 員 会

（構 成）

第11条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権 限）

第12条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任
(2) 理事及び監事の報酬等の額
(3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準の承認
(4) 予算及び事業計画の承認
(5) 計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）及び財産目録並びに事業報告の承認
(6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
(7) 定款の変更
(8) 解散及び残余財産の処分
(9) 合併及び事業の全部または重要な一部の譲渡
(10) 基本財産の処分

（11）社会福祉充実計画の承認
（12）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項。

（開 催）

第13条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合には臨時評議員会を開催する。

（招 集）

第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員からは、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集の請求があった場合には、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。

3 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした評議員は、島根県知事の許可を得て、評議員会を招集することができる。

（1）前項の規定による請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合

（2）前項の規定による請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合

4 評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

（議 長）

第15条 評議員会に議長を置く。

2 評議員会の議長は、評議員会の開催の都度、出席した評議員により互選とする。

（決 議）

第16条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（1） 監事の解任
（2） 役員等の法人に対する損害賠償責任の一部免除
（3） 定款の変更
（4） 解散
（5） 合併

3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議については、その定める特別の割合に当たる多数をもって行う。

理事、監事、又は評議員が、その任務を怠ってこの法人に損害を与えた場合の賠償責任を免除するときは、評議員全員の同意

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

5 理事又は監事の候補者の合計数が第18条に定める定数を上回る場合には、過半数の

賛成を得た候補者のうちで、得票数の多い者から順に、定数の枠に達するまで選任する。

6 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第17条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役 員

(役員の定数)

第18条 この法人には、次の役員を置く。

(1)理事 6名以上8名以内

(2)監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16第2項の「業務執行理事」とする。

(役員の選任)

第19条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 会長は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事(監事が2名以上ある場合にあっては、その過半数)の同意を得なければならない。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、業務執行を除く法人の運営に関し会長を補佐する。

4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 会長及び常務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

6 理事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合に、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由があ

る場合として法令で定める場合は、この限りではない。
7 会長以外の理事は、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
8 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

（監事の職務及び権限）

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
5 監事は、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。
6 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。
7 監事は、会長及び常務理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令等に定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告しなければならない。
8 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。
9 この法人が理事（理事であった者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は理事がこの法人に対して訴えを提起する場合は、当該訴えについては、監事がこの法人を代表する。
10 監事は、評議員会において、監事の報酬等について意見を述べることができる。
11 監事は、次の事項についてこの法人に対し請求することができる。
（1）費用の前払いの請求
（2）支出した費用及び支出日以後におけるその利息の償還の請求
（3）負担した債務の債権者に対する弁済の請求

12 監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合に、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、この限りではない。

（役員の任期）

第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第24条 理事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給する。

2 監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において監事個々について算定した額を報酬として支給する。

(取引の制限)

第25条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

（1）自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

（2）自己又は第三者のためにするこの法人との取引

（3）この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人と当該理事との利益が相反する取引

2 前項に掲げる取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

（責任の一部免除又は責任限定契約）

第26条 理事又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要がある場合には、社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議により免除することができる。

2 理事（会長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）、又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金10万円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第45条の22の2において準用する一般法人法第113条第1項第2号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第5章　理　事　会

（構　成）

第27条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権　限）

第28条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

（1）この法人の業務執行の決定

（2）理事の職務の執行の監督

（3）会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

（招　集）

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

3 理事又は監事から会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集の請求があった場合は、会長がこれを招集する。

4 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした理事又は監事が理事会を招集する。

前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合

5 理事会を招集する者は、理事会開催の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、その通知を発しなければならない。

（議　長）

第30条 理事会に議長を置く。

2 理事会の議長は、法令に特段の定めがある場合を除き、会長がこれにあたる。

3 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、理事会に出席した理事の互選により議長を選出する。

（決　議）

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 会　　員

（会 員）

第33条 この法人に会員を置く。

2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

3 会員に関する規程は、評議員会において別に定める。

第7章 部会及び委員会

（部会及び委員会）

第34条 この法人に部会又は委員会を置く。

2 部会又は委員会は、専門的事項について、この法人の運営に関し会長の諮問に答え、又は意見を具申する。

第8章 事務局及び職員

（事務局及び職員）

第35条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 この法人に、事務局長を1名置くほか、職員若干名を置く。

3 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

4 前項施設長等以外の職員は、会長が任免する。

第9章 資産及び会計

（資産の区分）

第36条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（1）現 金　3,000,000円
（2）土 地
①島根県邑智郡邑南町下口羽1025番地所在　宅地（965.22㎡）
②島根県邑智郡邑南町下口羽1023番地4所在 宅地（99.73㎡）
③島根県邑智郡邑南町下口羽2804番地所在　山林（269㎡）
④島根県邑智郡邑南町下口羽994番地所在　　原野（40㎡）
⑤島根県邑智郡邑南町下口羽995番地1所在　原野（57㎡）
⑥島根県邑智郡邑南町下口羽995番地2所在　原野（111㎡）
⑦島根県邑智郡邑南町井原4035番地16所在 宅地（693.00㎡）
⑧島根県邑智郡邑南町井原4035番地75所在 保安林（503㎡）
⑨島根県邑智郡邑南町井原4035番地76所在 宅地　（3,501.00㎡）
⑩島根県邑智郡邑南町井原4035番地79所在 宅地（999.48㎡）
⑪島根県邑智郡邑南町井原4035番地80所在 保安林（1,040㎡）
⑫島根県邑智郡邑南町井原4061番地6所在　保安林（6,610㎡）
（3）建 物
①島根県邑智郡邑南町下口羽1025番地所在
コンクリートブロック・鉄骨造亜鉛メッキ剛板葺
2階建老人福祉センター1棟（569.19㎡）
②島根県邑智郡邑南町井原4035番地79所在
鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
老人福祉センター1棟（570.93㎡）
③島根県邑智郡邑南町井原4035番地17所在
鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
老人福祉センター集会所1棟（252.28㎡）
④島根県邑智郡邑南町井原4035番地17所在
コンクリート造陸屋根平家建 機械室1棟（10.00㎡）
3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第37条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、島根県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、島根県知事の承認は必要としない。
（1）独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
（2）独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とす

る当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第38条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第39条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、3月以内に会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（1）事業報告
（2）事業報告の附属明細書
（3）貸借対照表
（4）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
（5）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
（6）財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（1）監査報告
（2）理事及び監事並びに評議員の名簿
（3）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
（4）事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第41条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第42条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第43条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の決議を得なければならない。

第10章　公益を目的とする事業

（種別）

第44条　この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

（1）居宅介護支援事業の経営
（2）福祉用具貸与事業の経営
（3）特定福祉用具販売事業の経営
（4）シルバー人材センター事業の経営
（5）自立相談支援事業の受託経営
（6）生活支援体制整備事業の受託経営
（7）邑南町高齢者いきがい活動センターの受託経営
（8）邑南町福祉用具リサイクルセンターの受託経営
（9）邑南町高齢者生活福祉センターの受託経営
（10）邑南町高齢者創作活動施設（ねんりん工房）の受託経営
（11）奨学資金貸与事業の経営

2　前項の事業の運営に関する事項については、理事会において理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第11章　解　　散

（解　散）

第45条　この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第46条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第12章　定款の変更

（定款の変更）

第47条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、島根県知事

の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を島根県知事に届け出なければならない。

第13章　公告の方法その他

（公告の方法）

第48条 この法人の公告は、社会福祉法人邑南町社会福祉協議会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞、この法人の機関紙又はホームページに掲載して行う。

（施行細則）

第49条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

会 長（理事）	服 部　巖
副会長（理事）	齊 藤 知 一
理 事	日 髙 昭 登
理 事	加 藤 正 三
理 事	吉 貝 光 雄
理 事	中 村 昌 史
理 事	三 上 蔦 枝
理 事	須々井 八重子
理 事	井 坂　猛
理 事	北 村 豈 弘
理 事	日 高 康 臣
理 事	高 木 和 枝
理 事	大 田 文 夫
理 事	三 浦　勇
理 事	森 廣 武 夫
理 事	森 口 信 行
理 事	森 脇　勉
理 事	寺 本 嘉 造
監 事	本 清　進
監 事	森 脇 明 郎
監 事	藤 井　進

附 則

この定款は、島根県知事の認可を得て、平成16年10月1日から施行する。

この定款は、平成17年5月10日から施行する。

この定款は、平成18年5月15日から施行する。

この定款は、平成18年7月3日から施行する。

この定款は、平成19年5月11日から施行する。

この定款は、平成20年7月4日から施行する。

この定款は、平成21年1月28日から施行する。

この定款は、平成23年4月27日から施行する。

この定款は、平成24年12月3日から施行する。

この定款は、平成25年3月12日から施行する。

この定款は、平成25年8月5日から施行する。

この定款は、平成26年2月21日から施行する。

この定款は、平成26年10月1日から施行する。

この定款は、平成27年6月15日から施行する。

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

この定款は、平成29年6月8日から施行する。

この定款は、令和4年5月16日から施行する。

この定款は、令和6年7月17日から施行する。

この定款は、令和7年4月30日から施行する。

この定款は、令和8年4月9日から施行する。